

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住 所 | 備 考 |
|-----------|------------|-----|
| 株式会社 岡崎土建 | 石岡市下林389番地 | |

2. 指名停止措置期間 平成30年2月20日 ～ 平成30年3月19日（1箇月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

株式会社 岡崎土建は、平成29年11月28日、企業局県西水道事務所発注の送水管布設工事（かすみがうら市下稲吉地内）において、安全管理措置の不適切により供用中の光ケーブルを切断する事故を発生させた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第6号カに該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|-------------------|
| （安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故等が重大であると認められるとき。 カ 損害を与えたとき | 当該認定をした日から 1箇月 |

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101（内線219, 220）